

## 令和6年度石川県障害者アート魅力発信事業業務委託評価基準

### 1 業務委託候補者決定方法

審査会において、令和6年度石川県障害者アート魅力発信事業業務委託の企画提案書に基づき書類審査を行い、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を業務委託候補者とする。

#### （1）企画提案書の採点

採点は、参加者から提出された企画提案書により、各審査員が評価項目ごとに定めた評価の視点に基づき、絶対評価で行う。

なお、採点については、次の5段階評価とする。

10	優秀
8	良い
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

#### （2）選定方法

- ① （1）の採点の結果、総合点が最も高い企画提案書を提出した者を、事業の委託候補者として選定する。
- ② 上記①の評点で、総合点が最も高い提案者が複数いる場合は、提出された価格提案書の金額が最も少額であるものを採用する。
- ③ 提案者が1者のみの場合は、提案者の総合点が満点（100点×審査員数）の6割に達したときは、最優秀提案者として選定する。

### 2 評価基準

別紙のとおり